平成25年度　共済年金の改定について

年金額については、原則として物価の変動により改定が行われることになっておりますが、去る平成25年1月25日に総務省から平成24年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.0%となったことから、平成25年4月から9月までの年金額は、据え置かれることとなりました。

また、現在支給されている年金については、平成12年度から14年度にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例法によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、本来の年金額より2.5%高い水準（特例水準）となっていることから、この特例水準を平成25年度から27年度までの3年間で解消する法律が、平成24年11月に成立しました。

この法律は、平成25年10月から施行されるため、平成25年10月以降（実際の改定時期は、12月支給期に行います。）の年金額は、4月から9月までの額から1.0%引き下がることになります。

なお解消スケジュールは以下のとおりです。

実施年月	平成25年10月～	平成26年4月～	平成27年4月～
改定率	▲1.0%	▲1.0%	▲0.5%